平成21年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成21年8月27日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 太田 健一 2番 野並 享子

3番 小菅 六雄 4番 立入三千男

5番 内田 聡史 6番 奥村 治男

7番 西本 俊吉 8番 矢野 隆行

9番 梶山 幾世 10番 田中 良隆

11番 藤下 茂昭 12番 中島 一雄

13番 田中 孝嗣 14番 中田 幸子

15番 小島 進 16番 本田 章紘

17番 川口 東洋 18番 三和 郁子

19番 鈴木 市朗 20番 原田 薫

21番 田中栄太郎 22番 林 克

23番 河野 司 24番 秦 眞治

不応招議員なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市	長	山仲	善彰	副	市	長	川尻	良治
教 育	長	南出	儀一郎	代表	監査	委員	馬渕	憲次
会計管	理者	上田	晴基	政策	調整部	邻長	南	喜代志
総務部	『 長	前田	健司	市」	民 部	長	髙田	一巳
健康福祉	部長	新庄	敏雅	都市	建設部	邻長	橋	俊明
環境経済	部長	岡野	勉	環境經	圣済部政	策監	土肥	義博
教育部	『 長	東郷	達雄	政策	調整部	次長	冨田	久和
政策調整部	邓次長	中島	宗七	市瓦	品部 沙	そ 長	川端	良雄
健康福祉部	邓次長	佐敷	政紀	都市	建設部	次長	林	隆
環境経済部	『次長	山本	治一郎	教育	部 沙	み 長	田中	善広
監査委員事	務局長	市田	新一	広報	秘書詞	果長	寺田	実好

# 総務課長 川端 弘一

## 出席した事務局職員の氏名

事務局長 田中 正二 事務局次長 井狩 重則

書 記 吉川 加代子 書 記 辻 昭典

# 議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議第55号から議第92号まで一括上程 (野洲市税条例の一部を改正する条例 他37件) 提案理由説明
- 第 5 請願第 4 号から請願第 6 号まで (消費税の増税に反対する請願書 他 2 件) 紹介議員説明
- 第6 財政健全化集中改革プラン特別委員会審査報告

#### 市長提出議案

- 議第55号 野洲市税条例の一部を改正する条例
- 議第56号 野洲市使用料条例の一部を改正する条例
- 議第57号 野洲市手数料条例の一部を改正する条例
- 議第58号 野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例
- 議第59号 野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例
- 議第60号 野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例
- 議第61号 野洲市市民グラウンド条例の一部を改正する条例
- 議第62号 野洲市中主B&G海洋センター条例の一部を改正する条例
- 議第63号 野洲市体育センター条例の一部を改正する条例
- 議第64号 野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議第65号 野洲市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議第66号 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

- 議第67号 平成21年度野洲市一般会計補正予算(第5号)
- 議第68号 平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2 号)
- 議第69号 平成21年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第70号 平成21年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第71号 平成21年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第72号 平成21年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第73号 平成21年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第 1号)
- 議第74号 平成20年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第75号 平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について
- 議第76号 平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 議第77号 平成20年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 議第78号 平成20年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 議第79号 平成20年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳 出決算の認定について
- 議第80号 平成20年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 議第81号 平成20年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 議第82号 平成20年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決 算の認定について
- 議第83号 平成20年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算 の認定について
- 議第84号 平成20年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

議第85号 平成20年度野洲市水道事業会計決算の認定について

議第86号 市道路線の認定について

議第87号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共 団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合 規約の変更について

議第88号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の 減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議第89号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共 団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合 規約の変更について

議第90号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の 減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議第91号 滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議第92号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

## 開議 午前9時00分

## 議事の経過

(開会)

○議長(河野 司君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第 5回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しております文書のとおりですので、ご了承願います。

次に、議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第121 条の規定に基づき、本職において議員の派遣を決定しましたのでご報告申し上げます。な お、派遣の詳細はお手元に配付しております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成20年度財団法人野洲市文化スポーツ振興事業団事業報告書及び決算書、並びに第18期野洲市湖岸開発株式会社事業報告書及び財務諸表、並びに第19期野洲市湖岸開発株式会社事業計画書及び財務諸表が市長より提出され、配付済みのとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(河野 司君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により第7番、西本俊吉君、第8番、矢 野隆行君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(河野 司君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの23日間にいたしたいと思います。これ にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月18日まで の23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に配付済みの会期日程のとおりであります ので、ご了承願います。

(日程第4)

○議長(河野 司君) 日程第4、議第55号から議第92号まで(野洲市税条例の一部を改正する条例他37件)を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

○事務局長(田中正二君) 皆さん、おはようございます。それでは、議件を朗読させて いただきます。

議第55号野洲市税条例の一部を改正する条例、議第56号野洲市使用料条例の一部を改正する条例、議第57号野洲市手数料条例の一部を改正する条例、議第58号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例、議第59号野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例、議第60号野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例、議第61号野洲市市民グ

ラウンド条例の一部を改正する条例、議第62号野洲市中主B&G海洋センター条例の一 部を改正する条例、議第63号野洲市体育センター条例の一部を改正する条例、議第64 号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議第65号野洲市都市公園条例の一部 を改正する条例、議第66号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、 議第67号平成21年度野洲市一般会計補正予算(第5号)、議第68号平成21年度野洲 市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第69号平成21年度野洲市後期高齢 者医療特別会計補正予算(第1号)、議第70号平成21年度野洲市老人保健事業特別会計 補正予算(第1号)、議第71号平成21年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第1 号)、議第72号平成21年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第73号 平成21年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)、議第74号平成20 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、議第75号平成20年度野洲市国民健 康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第76号平成20年度野洲市後期高 齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第77号平成20年度野洲市老人保健 事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第78号平成20年度野洲市介護保険事業 特別会計歳入歳出決算の認定について、議第79号平成20年度野洲市地域医療振興資金 貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第80号平成20年度野洲市下水道事 業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第81号平成20年度野洲市墓地公園事業特 別会計歳入歳出決算の認定について、議第82号平成20年度野洲市基幹水利施設管理事 業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第83号平成20年度野洲市工業団地等整備 事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第84号平成20年度野洲市土地取得特別 会計歳入歳出決算の認定について、議第85号平成20年度野洲市水道事業会計決算の認 定について、議第86号市道路線の認定について、議第87号滋賀県市町村議会議員公務 災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補 償等組合規約の変更について、議第88号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方 公共団体の数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議第89号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県 市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議第90号滋賀県市町村職員退 職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の 変更について、議第91号滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、議第92 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて。

以上であります。

○議長(河野 司君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成21年第5回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、議決案件としまして、条例の一部改正12件、平成21年度補正予算7件、平成20年度決算の認定12件、その他の7件の合計38件につきましてご審議をお願いするものであります。また、平成20年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、まず議第55号野洲市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げ

ます。

本条例の改正については、個人の市民税及び固定資産税に係る前納報奨金制度を平成2 2年度から廃止しようとするものです。

なお、本条例は、平成22年4月1日から施行するものです。

議第56号野洲市使用料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正については、中主ふれあいセンター一般浴場が老朽化し、本年12月末日をもって廃止すること及び指定管理者における利用料金制度の導入に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本条例については、平成22年4月1日から施行するものです。ただし、別表第 11の改正規定は、平成22年1月1日から施行するものです。

議第57号野洲市手数料条例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上 げます。

本条例については、租税特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用規定について所要の改正を行うものです。

なお、本条例については、公布の日から施行するものです。

議第58号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正については、放課後の子どもの居場所づくりとして実施しておりますこど もの家の保育料を受益者負担に応じた額に改定しようとするものです。また、平成19年 度から実施しております子ども教室について、条例整備を行うものです。子ども教室については、原則無償で実施してきましたが、受益者負担に応じた額として保育料の有料化を 規定するものです。

なお、本条例については、平成22年4月1日から施行するものです。ただし、第8条 の改正規定は、公布の日から施行するものであります。

議第59号野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例、議第60号野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例、議第61号野洲市市民グラウンド条例の一部を改正する条例、議第62号野洲市中主B&G海洋センター条例の一部を改正する条例、議第63号野洲市体育センター条例の一部を改正する条例及び議第65号野洲市都市公園条例の一部を改正する条例について、一括してご説明申し上げます。

これらの条例改正については、指定管理者における文化体育施設の管理運営について、 利用料金制度を導入することに伴い、規定の整備を行うものです。

なお、本条例については、平成22年4月1日から施行するものです。

議第64号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 本条例については、健康保険法施行令が改正されたことに伴い、本年10月から平成2 3年3月末までの出産に係る出産育児一時金を4万円引き上げるものです。

なお、本条例については、平成21年10月1日から施行するものです。

議第66号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例ついてご説明申し上げます。

本条例の改正については、消防法の一部を改正する法律が5月1日に公布されたことに 伴い、引用規定について所要の改正を行うものです。

なお、本条例につきましては、消防法の一部を改正する法律の施行の日から施行するも のです。

続きまして、議第67号から議第73号までの平成21年度野洲市一般会計補正予算及び特別会計補正予算について、概要をご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧下さい。

まず、議第67号平成21年度野洲市一般会計補正予算(第5号)については、既定の 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億3,810万円を追加し、歳入歳出予算の 総額を176億8,437万9,000円とするものです。

次に、第2条の債務負担行為の補正については、10ページの第2表をご覧下さい。今

回の債務負担行為の補正については、来年度から循環バスの運行形態を直営方式に移行する予定であり、そのうち運転業務を委託する予定であることから、その経費の3年間の予算措置を担保するために補正するものであります。

次に、12ページ、第3表地方債の補正については、主に経済対策関連事業の追加補正 に伴うものや、有利な地方債に乗りかえる目処がついたことによる組み替えなどで、総額 1億4,691万9,000円を追加するものです。

次に、歳出の概要についてご説明申し上げます。

小学校の耐震化事業や中学校の大規模改修事業など、国の地域活性化・経済危機対策関連事業で総額約5億5,100万円、新たな国、県の追加の経済対策関連事業で約2億4,800万円、工業団地等整備事業特別会計繰出金で約1億8,300万円、財政調整基金積立金で2億1,100万円、その他で約4,500万円をそれぞれ追加しようとするものです。

28ページをご覧下さい。総務費では、財政管理費で、平成20年度一般会計決算実質収支額の2分の1相当分を財政調整基金に積み立てるため、2億1,100万円を追加しようとするものです。

34ページ、民生費では、市内循環バス運行費で、来年度から循環バスを直営化するための準備経費として、小型バスの購入費用などで2,264万8,000円を追加し、38ページ、児童措置費の子育て応援特別手当事業で、本年度も昨年度に引き続き国の予算措置があったことから、事務費も含めて6,013万円を、40ページ、衛生費では、母子保健事業費で妊婦健診委託等で1,598万6,000円をそれぞれ追加するものです。

46ページ、労働費の緊急雇用対策費では、県の追加の予算措置を受けて、総額で2,917万7,000円を追加し、農林水産業費の農業振興費では、旧三共野洲川工場の敷地内に埋設されている農薬の処分について、県との協議が整う見込みとなったことから、当該企業に対し、県補助金を主要な財源として、処分費用1億8,506万2,000円を補助するものです。

50ページ、商工費の商工振興事業費で、工業振興助成金3,000万円を、地域開発事業債の償還に係る財源の組み替えのための工業団地等整備事業特別会計への繰出金で1億8,320万2,000円を、54ページ、消防費の消防団車両等整備費では、篠原及び兵主分団のポンプ自動車の買いかえ経費で3,612万円をそれぞれ追加するものです。

56ページ、教育費では、小学校費の小学校管理運営費で、学校 I C T 整備及び理科教

育設備整備備品に8,613万円を、58ページ、小学校施設整備費で、篠原・三上小学校の耐震補強等の設計委託や、市内小学校の安全対策工事で7,353万円を、中学校費の中学校管理運営費で、学校ICT整備及び理科教育設備整備備品に3,929万8,00円を、中学校施設整備費で、野洲中学校の理科棟の解体工事費で9,000万円をそれぞれ追加するものです。

戻っていただきままして、16ページをご覧下さい。

一方、歳入につきましては、地方交付税では、普通交付税の決定により3,493万9,000円、国庫支出金では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金2億5,135万6,000円をはじめ、総額で3億9,055万3,000円、県支出金で2億3,066万5,000円、繰入金で1億5,000万円の減債基金繰入金など、総額で1億6,943万7,000円、繰越金で2億5,717万9,000円などをそれぞれ追加するものです。

次に、65ページをご覧下さい。

議第68号平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,712万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億639万7,000円とするものです。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費で、出産育児一時金の給付額を本年10月から4万円引き上げる予定のため、給付の増加見込額として120万円を追加し、基金積立金では、国民健康保険事業財政調整基金への積立金を8,600万円追加するものです。

一方、歳入の主なものについては、国庫支出金では、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の他、出産育児一時金の国の持ち分を追加し、繰越金で9,427万1,000円を追加するものです。

次に、83ページをご覧下さい。

議第69号平成21年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ648万1,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額を3億5,454万3,000円とするものです。

歳出の主なものとしては、後期高齢者医療広域連合納付金で、平成20年度の出納整理期間に収入しました保険料分を平成21年度の納付金として広域連合に支払うことから、その額648万1,000円を追加するものです。なお、この納付金は、繰越金で対応するものです。

続きまして、99ページをご覧下さい。

議第70号平成21年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)については、 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,383万6,000円を追加し、歳入 歳出予算の総額を2,716万1,000円とするものです。

歳入歳出とも、過年度の医療費の確定による精算を行うために所要の補正をするものです。

次に、115ページをご覧下さい。

議第71号平成21年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)については、 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,605万1,000円を追加し、歳入 歳出予算の総額を26億4,680万2,000円とするものです。

まず、歳出については、地域支援事業費では、特定高齢者施策事業の通所型介護予防事業で対象者の参加促進を図るため、経費及び一般高齢者施策事業で、小地域ふれあいサロンの研修・交流会の開催経費を合わせて97万4,000円追加するものです。

また、諸支出金では、前年度の保険給付費、地域支援事業費などの実績による精算に伴 う国、県、支払基金及び市への返還金等の合計で3,507万7,000円を追加するも のです。

一方、歳入については、地域支援事業費の追加補正に伴う国、支払基金、県及び市の負担金の増額の他、繰越金3,527万5,000円を追加するものです。

次に、133ページをご覧下さい。

議第72号平成21年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ654万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億4,215万3,000円とするものです。

まず、歳出では、公共下水道事業費の管渠築造費で、滋賀県が実施している日野川広域 河川改修事業に伴う移転補償で、小南9号枝線管渠工事654万5,000円を増額する ものです。

なお、歳入については、諸収入で県からの工事費相当分と事務費とを合わせて原因者負担の補償費として受けるものです。

続きまして、149ページをご覧下さい。

議第73号平成21年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ199万8,000円を減額し、

歳入歳出予算の総額を14億8,511万9,000円とするものです。

次に、第2条の地方債の補正については、154ページをご覧下さい。

地域開発事業借換債の発行を1億8,520万円減額するものです。

今回の補正については、財政健全化の一環として、地域開発事業債の償還のため、1億 8,320万2,000円を一般会計から繰り入れる追加補正と、この措置による利子の 不用分を減額補正するものです。

以上、平成21年度の一般会計及び特別会計の補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議第74号から議第85号までの平成20年度の各会計決算の認定についてご説明申し上げます。

これらの件については、当該決算審査を去る7月21日、22日、24日、27日、28日の5日間にわたって監査委員の方々にお願いし、詳細な審査を受けました。後ほど監査委員からご報告いただきますが、総括意見といたしまして「各会計の決算については、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、予算に基づき適正に執行されているものと認められた」とのご意見をいただいております。

それでは、平成20年度野洲市各会計歳入歳出決算書により、各会計の決算についてご 説明申し上げます。

まず、議第74号平成20年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定については、14ページをご覧下さい。

歳入決算額は177億7,473万3,826円、歳出決算額は172億7,184万925円で、歳入歳出差引額は5億289万2,901円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の8,223万1,000円を控除した実質収支額は4億2,066万1,901円となりました。

次に、議第75号平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、24ページをご覧下さい。

歳入決算額は40億3,384万8,492円、歳出決算額は38億9,947万5,655円で、歳入歳出差引額は1億3,437万2,837円となりました。

次に、議第76号平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、30ページをご覧下さい。

後期高齢者医療特別会計については、平成20年度がはじめての決算となるもので、歳

入決算額は3億2,754万8,948円、歳出決算額は3億1,966万6,150円で、歳入歳出差引額は788万2,798円となりました。

続きまして、議第77号平成20年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定 については、36ページをご覧下さい。

歳入決算額は3億9,102万736円、歳出決算額は3億9,100万9,870円で、歳入歳出差引額は1万866円となりました。

次に、議第78号平成20年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、44ページをご覧下さい。

歳入決算額は25億8,114万5,602円、歳出決算額は24億9,325万5,456円で、歳入歳出差引額は8,789万146円となりました。

続きまして、議第79号平成20年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳 出決算の認定については、50ページをご覧下さい。

この会計については、歳入決算額及び歳出決算額とも2,467万5,000円となりました。

次に、議第80号平成20年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、56ページをご覧下さい。

歳入決算額は32億3,710万1,216円、歳出決算額は32億2,653万2,030円で、歳入歳出差引額は1,056万9,186円となり、繰越明許費繰越額の137万9,000円を差し引いた実質収支額は919万186円となりました。

次に、議第81号平成20年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定については、62ページをご覧下さい。

歳入決算額は3,167万8,489円、歳出決算額は2,642万4,025円で、 歳入歳出差引額は525万4,464円となりました。

続きまして、議第82号平成20年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決 算の認定については、68ページをご覧下さい。

歳入決算額は1,370万1,037円、歳出決算額は1,370万37円で、歳入歳 出差引額は1,000円となりました。

次に、議第83号平成20年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定 については、74ページをご覧下さい。

歳入決算額は15億1,298万2,229円、歳出決算額は15億1,296万8,

082円で、歳入歳出差引額は1万4,147円となりました。

次に、議第84号平成20年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、 80ページをご覧下さい。

歳入決算額及び歳出決算額とも2,565万7,512円となりました。

最後に、議第85号平成20年度野洲市水道事業会計決算の認定については、別冊の野 洲市水道事業会計決算書をご覧下さい。

まず、1ページをご覧下さい。収益的収入及び支出でありますが、収入決算額が8億1,368万1,671円に対し、支出決算額が8億5,294万4,485円で、収支差引額は3,926万2,814円の赤字決算となり、これについては、前年度繰越利益剰余金で対応いたしました。

次に、2ページをご覧下さい。資本的収入及び支出については、収入決算額が2億2,931万7,978円に対し、支出決算額が5億5,943万9,770円で、資本的収入が資本的支出に不足する額の3億3,012万1,792円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金並びに消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをいたしております。

以上、各会計決算の概要説明とさせていただきます。

議第86号市道路線の認定につきまして、ご説明申し上げます。

今般、開発の帰属により、3路線を新たに市道に認定することについて、道路法第8条 第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第87号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、並びに議第88号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更については関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

本規約の変更については、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町を 廃し、平成22年1月1日をもって各区域を長浜市に編入されることに伴い、各組合を組 織する地方公共団体数の減少等により規約を改正するため、関係地方公共団体が協議する ことについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、この規約は、それぞれ平成22年1月1日から施行されるものです。

議第89号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の減少 及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、並びに議第90号滋 賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職 手当組合規約の変更については関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

本規約の変更については、近江八幡市と安土町を廃し、平成22年3月21日をもって 近江八幡市が設置されることに伴い、各組合を組織する地方公共団体数の減少等により規 約を改正するため、関係地方公共団体が協議することについて、地方自治法第290条の 規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、この規約はそれぞれ平成22年3月21日から施行されるものです。

議第91号滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

本規約については、平成22年1月1日から虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町を廃し、その区域を長浜市に編入されること。また、平成22年3月21日から近江八幡市と安土町を廃し、その区域をもって近江八幡市が設置されることに伴い、広域連合議会議員の定数等所要の改正を行うため、関係地方公共団体が協議することにつき、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、本規約は、長浜市については平成22年1月1日から、近江八幡市については同年3月21日から施行されるものです。

議第92号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてご説明申し上げます。

人権擁護委員8名のうち、浦谷清平さん並びに福谷巖さんの2名の委員について、平成 21年12月31日をもって3年間の任期が満了することに伴い、人権擁護委員の推薦を するものです。

今回推薦いたします福谷巖さんについては、平成19年1月1日から人権擁護委員として1期3年間のご活躍をいただいており、引き続き法務大臣から人権擁護委員として委嘱されるよう推薦するものです。

また、3期9年間にわたり人権擁護委員としてご活躍いただいた浦谷清平さんの後任として川端初美さんを推薦するものです。川端初美さんについては、昭和25年生まれで、昭和46年4月に旧中主町立中主幼稚園に採用され、以後、平成18年3月に野洲市立中主幼稚園長で退職されるまで、35年間奉職された方であります。現在は、滋賀県教育委員会事務局学校教育課の幼稚園新規採用教員の非常勤研修指導員や、野洲市社会教育委員としてご活躍されています。

以上、2名とも温厚篤実な方で、人権擁護委員として適任と考え、推薦いたしたく、人

権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

失礼いたします。ちょっと訂正をいたします。

提案理由説明、議第57号のところで、「野洲市手数料条例に関する条例の一部を改正する条例」と申し上げましたが、「野洲市手数料条例の一部を改正する条例」の誤りでありますので、「野洲市手数料条例の一部を改正する条例」として訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(河野 司君) 次に、議第74号から議第85号までの決算認定について、代表 監査委員の馬渕憲次氏より審査結果の報告を求めます。

○代表監査委員(馬渕憲次君) 皆さん、おはようございます。ただいまご指名いただきました監査委員の馬渕でございます。

過日、議会選出の監査委員、田中孝嗣氏と審査を行いましたので、その結果につきましてご報告をいたします。

お手元の決算審査意見書を配付いたしておりますので、ご高配賜りますようお願いいたします。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査に付されました平成20年度野洲市一般会計・各特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成20年度野洲市水道事業会計決算に対する審査の結果は次のとおりでございます。

まず、審査の対象としましたのは、平成20年度野洲市一般会計歳入歳出決算他、特別会計11件の決算であります。

次に、審査の期日ですが、平成21年7月21日、22日、24日、27日、28日の 5日間であります。

審査の方法といたしましては、歳入歳出決算書並びにその付属書類などでありまして、次に審査の着眼点ですが、平成20年度会計においては各種基本計画や行政評価制度等を基本にした施策が展開されていますが、財政面においては、財政健全化計画の取り組みなどにより、その効果は見られるものの、依然財政の分析指数などから弾力性に欠ける状況にあります。

このような状況の中、平成20年度会計における決算審査では、新たに各課所属ごとに 主要課題、問題点、その対応策と費用対効果について関係職員の説明を求めると共に、既 に実施した例月出納検査及び定期監査の状況も参考にして審査を行ったものであります。

審査においては、年々本市の財政状況が厳しさを増す中、1点目といたしまして、業務の執行にあたっては、費用対効果の観点を常に持って業務を遂行していただきたいこと。 2点目といたしましては、平成20年度決算が終われば業務を評価し、次年度予算に反映できるよう整理をしていただきたいこと。3点目といたしまして、企業的感覚を身に付けるため、部長、課長、上位管理職の皆さんにつきましては、各事業ごとに人件費を含めた歳入歳出表あるいは損益計算書などを作成され、コスト意識を持たれたいことなどをお願いし、また、公正、公平で合理的かつ能率的な行財政運営が図られることを視点に審査を行ったものであります。

審査の結果といたしましては、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び決算書付属 書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であると認められまし た。また、予算の執行状況につきましては、おおむね適正に執行されているものと認めら れました。

それでは、決算審査にあたっての概要について報告をいたします。

平成20年度の一般会計における決算の概況については、歳入決算額は177億7,473万3,826円で予算に対する割合は94%、調定額に対する割合は93.6%であります。内訳は、市税が47.8%と最も高く、次いで市債13.6%、地方交付税10.3%などとなっています。財源別に見ると、自主財源は61.2%、依存財源は38.8%。歳出につきましては、決算額172億7,184万925円で、予算額に対する割合は91.3%であります。内訳を目的別に見ると、民生費が25.5%と最も多く、次いで公債費17.7%、教育費16.2%などとなっております。

また、財政構造を分析しますと、財政の弾力性を示す経常収支比率は88.1%と、前年度の88.9%から0.8ポイントやや改善され、公債費の財政負担の度合いを示す起債制限比率は20年度で12.7%、3カ年平均で13.6%と、昨年数値より1ポイントやや改善されました。

また、一般会計の市債の残高は、前年度対比で2億230万円、0.8%減少し254億2,171万3,000円となっています。経常収支比率や公債費比率は昨年度に対してやや改善が見られたが、起債等償還の負担割合が依然大きく、今後の財政運営に影響が出てくるものと思われることから、より合理的な財政運営に努力されるようお願いします。また今後、高齢化や不況等の影響があり、さらに不確定要素が高い法人市民税や三位一体

の改革による地方交付税の削減等により財源不足が生じる事態が予想されることから、総合計画や国土利用計画などの基本的なまちづくりに関する計画に基づき、安全で安心なまちづくりのため各種事業を推進され、行政評価の導入や財政健全化計画などにより、最少の費用で最大の効果が得られるよう努めていただきたい。また、一連の行政改革の推進において、地方自治体のさらなる財政状況の開示など、民間企業会計の考え方を活用した公会計制度の導入が今秋にも作成され、公表されることが求められております。

以上のことから、さらなる費用対効果の検証やコスト意識の向上等によってスリム化された行政運営に一層の努力を図られ、中長期的な視野の中、多様化する住民ニーズ、少子高齢化、先行き不透明な社会経済情勢などに対して、堅実で魅力ある野洲市を実現されるよう期待します。

次に、平成20年度野洲市水道事業会計決算審査の概要であります。

経営面については、合併後の水道料金の統一ということで、平成18年4月より料金の値下げが行われたことが大きく影響し、収益的収支において4,435万6,228円の純損失を生ずる決算状況となっております。また、有収率は84.4%と、前年度比0.6ポイント下降している状況にあり、井口水源地の取水停止などによって自己水率が5割を割り込むなど厳しい状況にあり、今後、経営計画の検討が必要になる状況であります。

このようなことから、今後も厳しい経営が迫られ、同時に水源の確保を図らなければならないという環境にあることから、市民の理解を得るためにも、有収率の向上を図る取り組みや、水道料金の未収金の回収について、一層の努力をされたいところであります。

また、地方公営企業経営の基本原則は、公共の福祉の見地に立った上で、企業の経済性を発揮することが要請されていることから、上下水道課全職員が企業的感覚のもと、費用対効果、コスト意識を持ち、経費の節減と合理化に取り組まれるようお願いします。また、自己水源の有効活用と南部用水の受水量の効率的な調整に努められ、水道施設整備については、長期的な水需要の動向を的確に見据え、中長期的観点に立って効果的な投資をしていただきたいと思っております。さらに、安全で安心して生活できる水道水の安定供給に努められたい。

最後に、先ほど述べましたように、審査の結果は適正に執行されていると認められましたが、全体的な意見といたしましては、1点目といたしまして、諸事業費の削減や財政健全化計画の取り組みなどによって財政状況を示す指数は一定改善部分も見られるが、依然厳しい状況にあり、また、三位一体改革により地方交付税の削減が予測されるなど、今後、

財政構造の弾力化を図るためにはなお一層の取り組みが必要であること。 2点目といたしまして、市債残高が市の財政運営上大きな負担となるおそれがあり、高利率の市債を低利率へと借りかえに努めること。 3点目といたしまして、市税や使用料等について、徴収率向上のため、今後もさらにきめ細かな対応をされること。 4点目といたしまして、組織の再編を図るなど、重要施策を中枢部署が中心となって業務が執行できる体制を整え、費用対効果、公平効率性、市民の目線に立ち、今後とも中長期的で広い視野を持った行財政運営を推進されたいといったことが全体の意見でございます。

以上、平成20年度決算審査の報告といたします。

○議長(河野 司君) 次に、市長より地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率等について報告を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 平成20年度決算における健全化判断比率についてご報告をさせていただきます。

このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、議会への 報告が義務付けられているところであります。

議案書87ページをご覧下さい。

健全化判断による比率は、報告書に記載の4つの指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の数値により判断することになります。また、公営企業につきましては、88ページに記載されていますが、資金不足比率により判断されます。

こうした中で、平成20年度決算に基づき算出しました結果は、去る8月4日に監査委員の審査を受けたところでございまして、今回、この結果を議会に報告させていただくものです。

それでは、算出しました比率についてご説明申し上げます。

まず、実質赤字比率については、普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合です。 算定の結果は「一」で表示されていますが、平成20年度に法人市民税の大幅な落ち込み となったものの、減収補てん債を発行した結果、黒字となったものですので、数値として は出てきておりません。

次に連結実質赤字比率については、全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合でありますが、算定の結果は、普通会計及び公営企業会計を含めた公営事業会計について、連結赤字は出ておらず、黒字となりましたことから、数値としては「一」と表示されること

になります。

実質公債費比率については、公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率で、一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合です。なお、比率は3カ年平均となっております。算定の結果は14.6%で、早期健全化基準である25.0%を下回っております。

将来負担比率については、地方債残高の他、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえた比率で、一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合をあらわした比率です。算定の結果は118.5%で、これも早期健全化基準の350%を下回っています。

資金不足比率についても、水道事業会計、下水道事業会計、工業団地等整備事業特別会 計、いずれも資金不足を生じていないことから、数値としては表記されておりません。

このように、本市の平成20年度決算に基づき算出した健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回る結果となりました。しかしながら、健全化判断比率を求めるにあたり、計算式の分母となる標準財政規模が、今の本市の税収動向を勘案すると、将来はこの額が落ち込むことが見込まれることから、決して楽観できる状況ではなく、健全化判断比率の数値を上回らないようにすることが必須の条件と考えております。

現在、集中改革プランを検討しているところですが、健全化判断比率を上回ってからでは遅く、常に財政状況を把握しながら健全財政の運営に努める必要があると考えております。

以上、報告とさせていただきます。

(日程第5)

○議長(河野 司君) 日程第5、請願第4号から請願第6号まで(消費税の増税に反対 する請願書他2件)を一括議題といたします。

紹介議員から、請願趣旨の説明を求めます。

まず、請願第4号及び請願第5号については、第3番、小菅六雄君。

○3番(小菅六雄君) それでは、請願の説明を行います。請願文書表をご覧になってい ただきたいと思います。

はじめに、請願第4号消費税の増税に反対する請願であります。

景気は回復基調にあると言われていますが、私たちの暮らしは収入が落ち込み、医療・ 年金・介護などの負担がふえ、苦しくなるばかりです。消費税は、導入時も5%への引き 上げのときも、現在も、「社会保障のため」「国の財政が大変」などが増税の理由にされています。しかし、消費税導入・増税の一方で、医療や年金など社会保障制度が改悪され、財政赤字は膨らみ続けています。社会保障財源を確保するには、大規模開発や軍事費などの無駄使いをきっぱりとやめ、税金の使い道を福祉と国民に、暮らし優先に変えるべきではないじょうか。

政府は、2011年から消費税増税をねらっていますが、消費税が増税されれば、国民の消費が落ち込み、地域経済は一層悪化してしまいます。そもそも消費税は大金持ちには負担が軽く、所得の低い人ほど重くなる最悪の逆累進的な税金です。今問題の貧困と格差を一層ひどくすることは明らかであります。今求められているのは、減税して家計を応援することです。イギリスが付加価値税を引き下げたように、日本でもできないはずはありません。

私たちは、国民の暮らしや家計を守るため、消費税増税に強く反対すると共に、当面食料品など、生活必需品を非課税にすることなど、暮らしに関わる消費税を減税することを求めます。

請願事項としましては、1つ目、消費税の増税はやめること。2つ目に、緊急に食料品など、暮らしに関わる消費税を減税すること。

以上であります。

次に、請願第5号業者婦人の健康と営業を守り、地位向上を図る施策の充実及び「所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出についての請願であります。

請願趣旨としまして、貧困と格差が広がり、健全な取引や雇用ルールの破壊が進む今日、多くの人々が「このままでいいのか」と、危機意識を強めています。日本経済の中での大きな比重を占める中小企業・中小業者の経営と仕事が安定し、発展することを通じてこそ地域経済が活性化することが切実に求められています。そのためには、地域経済の担い手としての社会的、文化的にも大きな役割を果たす女性事業主や家族従業者がその能力を発揮し、地域の中で生き生きと働くことのできる環境が整備されることが必要です。

しかし、自営中小業者と共に働く家族従業者の労働に対しては、「居住者と生計を一にする配偶者その他親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」という現在の所得税法第56条があるため、どんなに働いても、税制上、その労働に見合った働き分が報酬、すなわち給料として正当に評価されていません。このような社会的にも経済的にも自立できない状況が、後継者不足に拍車をかけています。

税法上は、青色申告にすれば給料を経費にすることができますが、同じ労働に対して、 青色、白色と差を付ける制度自体が基本的に人権を侵害しています。このことは、憲法第 13条(個人の尊重)、14条(法の下の平等)、24条(両性の平等)、25条(生存権)、 29条(財産権)などに違反しています。世界人権宣言、自由権規約、女性差別撤廃条約 からも反しています。

現在、世界の主要国は、家族労働を経費として認めています。憲法は、一人ひとりの人格、人権を保障しています。家族従業者の労働力を個人の働き分として正当に評価するべきであります。

そこで、野洲市内の業者婦人(女性事業主・家族従業者)が安心して生活と営業ができるように次のことを請願します。

請願事項として、1つ目に、一人ひとりの人権を守るため憲法や男女共同参画社会基本 法に基づいて、家族従業者の労働に対する報酬を認め、所得税法第56条を廃止すること。 このことにつきましては、地方自治法99条に基づいて、政府に意見書を提出されたいと いうことであります。2つ目に、野洲市として業者婦人(女性事業主・家族従業者)の実 態調査を実施し、女性起業家、自営業者への施策を充実すること。

以上であります。

なお、この請願につきましては、全国で、この所得税法第56条廃止を求める意見書を 提出する議会がふえていますので、そのことも含めまして、皆さんの審議の上、ご賛同い ただきますようお願い申し上げまして、説明といたします。

- ○議長(河野 司君) 次に、請願第6号について、第2番、野並享子君。
- ○2番(野並享子君) 住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願の趣旨説明を、文書 朗読をもってさせていただきます。

請願趣旨、市民の暮らしと中小業者の営業支援と地域経済活性化策として、大きな経済 効果が実証済みの住宅リフォーム助成制度を創設されたい。

請願理由、今、中小業者は、100年に一度と言われる経済危機のもと、「商売して30年になるがこんな不況ははじめて」「仕事の絶対量が減って月のうち半分も仕事がなく、従業員への給料の支払いにも困っている」など、かつてない危機に面しています。加えて地域経済の疲弊も深刻化しています。今回の経済危機は額に汗して働いてきた中小業者・国民に何らの責任はなく、「貯蓄から投資」をあおってきたばくち経済や金融経済の破綻が原因であり、中小業者や地域経済は被害者です。

中小業者の活性化なくして地域経済の活性化はあり得ません。今、全国の少なくない自 治体で中小業者支援と地域経済活性化の緊急対策として、「住宅リフォーム助成制度」の創 設が広がっています。

住宅リフォーム助成制度は、現在県下26自治体のうち、10自治体で創設・復活され、緊急経済対策として市民や中小業者に喜ばれています。さらに、経済効果の面でも、「2,000万円の予算で12億円の経済効果がある」(長浜市)など、大きな経済波及効果も実証済みの施策です。今の経済危機は、「全治3年」(麻生首相)とも言われています3年以上の緊急対策として実施して下さい。そして、助成金については、地域商品券支給方式などにして、より地域の経済効果を高める制度にして下さい。

請願事項、住宅リフォーム助成制度を創設されたい。

以上、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

(日程第6)

○議長(河野 司君) 日程第6、財政健全化集中改革プラン特別委員会委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

委員長。

○19番(鈴木市朗君) それでは、財政健全化集中改革プラン特別委員会の審査の報告 をいたします。

財政健全化集中改革プラン特別委員会における審査の概要は次のとおりでございます。 本委員会は、平成21年第3回定例会において設置され、以来、執行部から示された財 政健全化集中改革プラン (素案) について、5回にわたり審査を行ったところです。

昨年後半から始まった世界的な経済危機は、我が国経済に大きな打撃を与え、本市の財政も法人市民税の大幅な落ち込みなど、大きな影響を受けることになりました。こうした本市の厳しい財政状況は当面続くものと想定され、市議会としても現下の財政危機を克服し、行財政改革を行うことが当面する最重要課題として、今回示されたプランの推進は不可欠であると認識をしております。

また、今後予定されている学校施設の耐震改修や野洲駅前整備、クリーンセンターの更新など、多額の財政需要や、一方では将来の経済見通しも予断を許さない状況であり、危機感を持って素案の各項目について鋭意検討を行ったところです。

今回の審査において、見直し項目の一部には、観点の違いから、賛否、意見の分かれた ところもありましたが、素案に示された基本的な方向については、委員の多数はおおむね 理解されたものと認識をしております。

今後は、執行部には議会からの意見を真摯に受けとめ、また市民への十分な説明と理解を得る中で、財政健全化集中改革プランの成案の策定と着実な推進により、将来にわたり持続可能な財政構造の確立に努力されることを要望し、当委員会の委員長報告といたします。

○議長(河野 司君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 お諮りいたします。

明8月28日から9月3日の7日間は、議案調査のため休会といたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。よって、明8月28日から9月3日の7 日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る9月4日は午前9時から本会議を再開します。 本日はこれにて散会いたします。(午前10時07分 散会) 野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成21年8月27日

野洲市議会議長 河野 司

署 名 議 員 西 本 俊 吉

署 名 議 員 矢 野 隆 行